

付議案第 16 号

福岡市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、業績評価の対象職員の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校職員の人事評価に関する規則（平成 18 年福岡市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、自己評価」を削り、同条第 2 項中「（校長並びに高等学校に勤務する副校長及び教頭（以下「校長等」という。）に限る。次項において同じ。）」を削り、「の表に掲げる評価者が、同表に定める」を「及び第 2 項の表に掲げる第 1 次評価者、第 2 次評価者及び評価者（以下「評価者等」という。）が、同表に掲げる」に改め、同条第 3 項中「教育職員」の次に「（校長並びに高等学校に勤務する副校長及び教頭（以下「校長等」という。）に限る。）」を、「評価者」の次に「等」を加え、「定める」を「掲げる」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「教育職員」の次に「（校長等を除く。）」を、「評価者」の次に「等」を加え、「定める」を「掲げる」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「第 1 項又は第 2 項の表に掲げる評価者が、同表に定める」を「第 3 項の評価者等が、同項の」に改め、同項を同条第 5 項とする。

第 6 条の見出し中「評価者」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「業績評価」を「校長等に実施する業績評価」に改め、「及び評価者」の次に「等」を加え、同項の表を次のように改める。

対象者	第 1 次評価者	第 2 次評価者	評価者
校長			教育長
高等学校に勤務する	所属する学校の校長	教育次長	

副校長及び教頭			
---------	--	--	--

第6条第2項中「勤務成績評価」を「教育職員（校長等を除く。）に実施する業績評価及び勤務成績評価」に改め、「及び評価者」の次に「等」を加え、同項の表を次のように改める。

対象者	第1次評価者	第2次評価者
特別支援学校、小学校及び中学校に勤務する副校長及び教頭	所属する学校の校長	職員部長
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び実習助手	所属する学校の副校長又は教頭	所属する学校の校長

第6条第3項中「評価者は、前2項に定める評価者」を「対象者及び評価者等は、前2項の表に掲げる対象者及び評価者等」に改め、同項ただし書中「評価者」の次に「等」を加え、「課長」を「係長を第1次評価者とし、教育センターの課長を第2次評価者」に改める。

第7条中「、自己評価を記載する書類（以下「自己評価表」という。）」を削る。

第8条中「、自己評価表」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

旧	新
<p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（人事評価の実施方法）</p> <p>第 4 条 人事評価の実施方法は、業績評価、能力評価、<u>自己評価</u>、勤務成績評価及び特別評価とする。</p> <p>2 業績評価は、教育職員（校長並びに高等学校に勤務する副校長及び教頭（以下「校長等」という。）に限る。次項において同じ。）<u>について実施するものとし、第 6 条第 1 項の表に掲げる評価者が、同表に定める</u> _____対象者の職務遂行上の業績を評価するものとする。</p> <p>3 能力評価は、教育職員_____ _____について実施するものとし、第 6 条第 1 項の表に掲げる評価者<u>が、同表に定める</u>対象者の職務遂行上の能力と当該対象者が属する職制上の段階における標準職務遂行能力とを比較して、当該対象者の能力の程度を評価するものとする。</p> <p>4 <u>自己評価は、教育職員（校長等を除く。次項において同じ。）が自ら職務上の目標を設定し、目標の達成に向けて主体的に職務に取り組み、その結果を自ら評価するものとする。</u></p> <p>5 勤務成績評価は、教育職員_____ _____について実施するものとし、第 6 条第 2 項の表に掲げる評価者<u>が、同表に定める</u>対象者の職務遂行状況を評価するものとする。</p> <p>6 特別評価は、教育長が特別な方法による育成が必要と認める教育職員について実施するものとし、第 6 条第 1 項又は第 2 項の表に掲げる評価者が、<u>同表に定める</u>対象者の職務遂行状況を評価するものとする。</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（人事評価の実施方法）</p> <p>第 4 条 人事評価の実施方法は、業績評価、能力評価_____、勤務成績評価及び特別評価とする。</p> <p>2 業績評価は、教育職員_____ _____について実施するものとし、第 6 条第 1 項及び第 2 項の表に掲げる第 1 次評価者、第 2 次評価者及び評価者（以下「評価者等」という。）<u>が、同表に掲げる</u>対象者の職務遂行上の業績を評価するものとする。</p> <p>3 能力評価は、教育職員（校長並びに高等学校に勤務する副校長及び教頭（以下「校長等」という。）に限る。）<u>について実施するものとし、第 6 条第 1 項の表に掲げる</u>評価者等が、<u>同表に掲げる</u>対象者の職務遂行上の能力と当該対象者が属する職制上の段階における標準職務遂行能力とを比較して、当該対象者の能力の程度を評価するものとする。</p> <p>4 勤務成績評価は、教育職員（校長等を除く。）<u>について実施するものとし、第 6 条第 2 項の表に掲げる</u>評価者等が、<u>同表に掲げる</u>対象者の職務遂行状況を評価するものとする。</p> <p>5 特別評価は、教育長が特別な方法による育成が必要と認める教育職員について実施するものとし、第 6 条第 3 項の評価者等<u>が、同項の</u> _____対象者の職務遂行状況を評価するものとする。</p>

第5条 (略)

(業績評価等の対象者及び評価者)

第6条 業績評価 _____ 及び能力評価の対象者及び評価者__は、次のとおりとする。

対象者	評価者
校長	教育長
高等学校に勤務する副校長及び教頭	教育次長

2 勤務成績評価

_____の対象者及び評価者__は、次のとおりとする。

対象者	評価者
副校長及び教頭	職員部長
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び実習助手	所属する学校の校長

3 特別評価の評価者は、前2項に定める評価者 _____ と同一とする。

ただし、特別評価の実施に当たって指導改善研修（福岡市立学校教員の指導改善研修に関する規則（平成20年福岡市教育委員会規則第8号）で定める指導改善研修をいう。以下同じ。）を受けている教育職員に係る特別評価の評価者__は、指導改善研修を実施する教育センターの課長 _____

_____とする。

第5条 (略)

(業績評価等の対象者及び評価者等)

第6条 校長等に実施する業績評価及び能力評価の対象者及び評価者等は、次のとおりとする。

対象者	第1次評価者	第2次評価者	評価者
校長			教育長
高等学校に勤務する副校長及び教頭	所属する学校の校長	教育次長	

2 教育職員（校長等を除く。）に実施する業績評価及び勤務成績評価の対象者及び評価者等は、次のとおりとする。

対象者	第1次評価者	第2次評価者
特別支援学校、小学校及び中学校に勤務する副校長及び教頭	所属する学校の校長	職員部長
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び実習助手	所属する学校の副校長又は教頭	所属する学校の校長

3 特別評価の対象者及び評価者等は、前2項の表に掲げる対象者及び評価者等 _____ と同一とする。

ただし、特別評価の実施に当たって指導改善研修（福岡市立学校教員の指導改善研修に関する規則（平成20年福岡市教育委員会規則第8号）で定める指導改善研修をいう。以下同じ。）を受けている教育職員に係る特別評価の評価者等は、指導改善研修を実施する教育センターの係長を第1次評価者とし、教育センターの課長を第2次評価者とする。

福岡市立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

1 改正の理由

職員の業績を適正に評価し、その結果を処遇に反映させることで、モチベーション、業務の質及び生産性の向上を図ることを目的として、管理職を対象として実施している業績評価について、その対象を、市長事務部局では、令和5年度から全職員に拡大することとしている（教育委員会事務局ほか、その他の任命権者も同様）。

学校においても、同様の制度により、職員のモチベーション等の向上や、働き方改革の推進による、組織の活性化を図っていく必要があることから、全職員を対象に業績評価を実施することとし、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

校長並びに高等学校に勤務する副校長及び教頭（以下「校長等」という。）を対象として実施している業績評価について、対象を全教育職員に拡大するもの。また、これに伴い、校長等以外の職員を対象として実施している自己評価について廃止するもの。

福岡市立学校職員の人事評価に関する規則で定める業績評価の対象者

職 員		改正前	改正後
校長等	全校種の校長 高等学校の副校長及び教頭	対象	現行 どおり
校長等 以外	小学校、中学校及び特別支援学校の副校長及び 教頭 全校種の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄 養職員及び実習助手	<u>対象外</u>	<u>対象</u>

3 施行期日

令和5年4月1日